

令和 6 年 5 月 27 日

白石市教育委員会(臨時会)議案

白石市教育委員会

令和 6 年 5 月 27 日

白石市教育委員会(臨時会)

参 考 資 料

白石市教育委員会

## 第25号議案

白石市幼児教育・保育のあり方に関する基本方針(案)  
について

令和6年5月27日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

## 白石市幼児教育・保育のあり方に関する 基本方針（案）



白石市・白石市教育委員会  
令和6年 月

## 目 次

策定にあたって	・・・・・・・・・・・・	P 1
第1章 幼児教育・保育の現状と課題		
1 市内幼児教育・保育施設	・・・・・・・・	P 2
2 未就学児の人口減少と今後の予測	・・・・・・・・	P 2
3 公立幼児教育・保育施設の老朽化	・・・・・・・・	P 3
4 幼児教育・保育施設の役割の広がり	・・・・・・・・	P 4
第2章 第三者による審議会の経緯と答申		
1 経緯	・・・・・・・・	P 5
2 答申	・・・・・・・・	P 5
第3章 答申を受けての基本方針		
1 公立認定こども園と子育て支援拠点の創設	・・・・・・・・	P 6
2 公立認定こども園と子育て支援拠点の創設までの対応	・・・・・・・・	P 6
3 幼児教育・保育の充実	・・・・・・・・	P 7
4 子育て支援事業のさらなる充実	・・・・・・・・	P 9
むすびに	・・・・・・・・	P 10

### 「保育所」と「保育園」の使い分けについて

「保育所」は、法律上の正式名称です。本市では、市が設置している保育所の名称を「○○保育園」としていることから、本方針（案）においては、制度上や一般的な表現に用いる場合には「保育所」を、個別の施設を表現する場合には「保育園」と表記しています。

## 策定にあたって

近年、子どもの数の減少、女性の社会進出、勤労形態や家族構成の多様化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

そのような中、国では、令和4年度の「児童福祉法」の改正や令和5年度の「こども基本法」の施行により、子どもの権利を主体とした「こどもまんなか社会」の実現に向けてこども家庭庁を設置し、子どもや子育て中の家庭を社会全体で支える施策に取り組んでいます。

これまで、本市においては、保育ニーズの増加による待機児童解消のため、民間活力の導入により、保育の受け皿の拡大を図り、平成25年度には、「旧東保育園」を「白石はるかぜ保育園」へ、平成27年度には、「旧西保育園」を「認可保育所あそびの森」へ民営化し、令和2年度には、「小規模認可保育園カラーズしろいし園」の開園を支援しました。さらに、令和3年度には、「旧深谷保育園」を「白石みのり保育園」へ民営化するとともに、私立ひかり幼稚園の認定こども園移行を支援し、保育の受け皿を拡大したこと、課題であった待機児童は解消されました。

一方、公立幼稚園2園は、在籍率がいずれも50%を割り込む状況となったことから、令和3年度に「第一幼稚園」を休園し、集団活動を維持することで幼児教育の充実に努めきました。

しかし、未就学児数の減少と公立幼児教育・保育施設の老朽化が顕著となってきたことから、集団活動を維持し、未来を担う子どもたちの健やかな成長を最優先に考え、令和4年3月に第三者機関である「白石市学校教育・保育審議会（以下「審議会」という。）」に子どもたちの未来に向かってはばたく力を育む環境構築のため、幼児教育・保育のあり方について諮問を行い、6回の審議を経て、令和5年3月に答申を受けました。

「白石市幼児教育・保育のあり方に関する基本方針（以下「本方針」という。）」は、審議会の答申を踏まえて、今後の未就学児数の動向を見据え、良質な幼児教育・保育環境を提供することを目的に策定するものです。



## 第1章 幼児教育・保育の現状と課題

### 1 市内幼児教育・保育施設

本市の幼児教育・保育施設は、下記一覧のとおりです。

令和6年4月1日現在の充足率は、全体で73.9%で、昨年の79.7%と比較すると減少しています。特に、公立幼児教育・保育施設の6施設の充足率の平均は45.7%で、南保育園を除く5施設は20%から40%代となっている状況です。このまま、園児数の減少が続ければ、子どもの社会性を育むために効果的な集団活動の確保が困難となることから、喫緊の課題となっています。

#### 幼児教育・保育施設一覧

(令和6年4月1日現在)

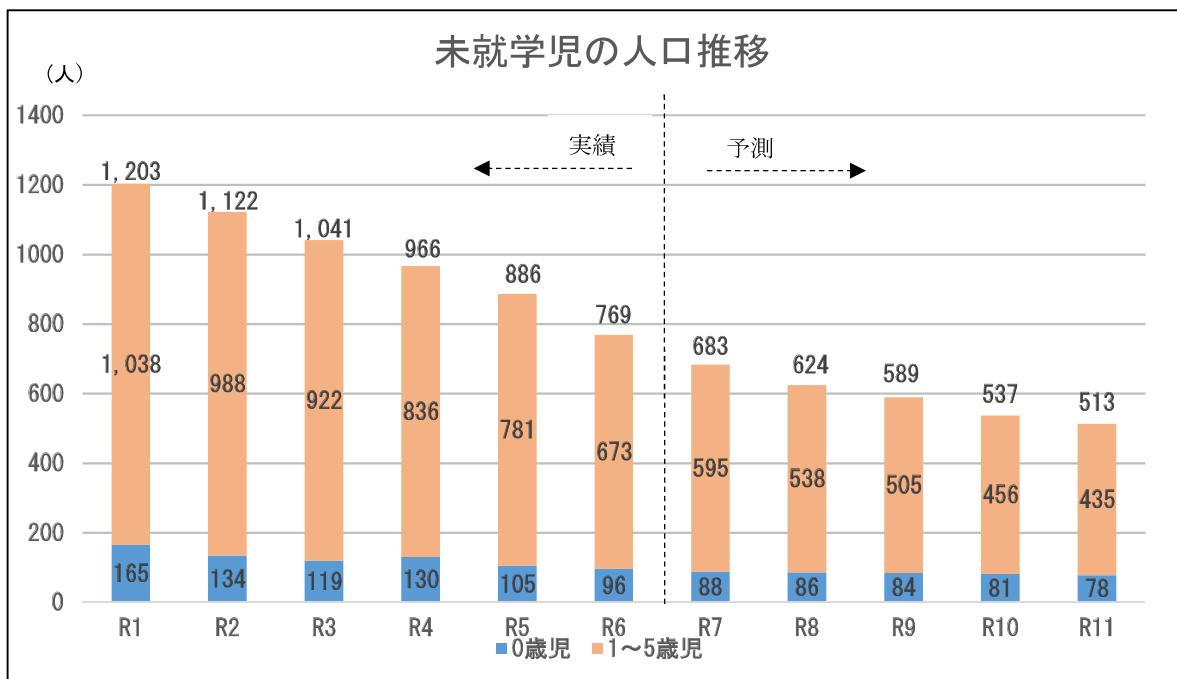
種 別	施設名	定 員	令和5年度		令和6年度		充足率 前年度対比
			園児数	充足率	園児数	充足率	
公立	幼稚園 第二幼稚園	140名	46名	32.9%	32名	22.9%	-10.0%
	保育所 南保育園	90名	80名	88.9%	70名	77.8%	-11.1%
	北保育園	60名	35名	58.3%	28名	46.7%	-11.7%
	越河保育園	30名	17名	56.7%	14名	46.7%	-10.0%
	大鷹沢保育園	50名	31名	62.0%	19名	38.0%	-24.0%
	白川保育園	40名	27名	67.5%	17名	42.5%	-25.0%
	充足率平均			61.0%		45.7%	-15.3%
私立	保育所 白石はるかぜ保育園	90名	92名	102.2%	95名	105.6%	3.3%
		90名	93名	103.3%	89名	98.9%	-4.4%
		90名	94名	104.4%	89名	98.9%	-5.6%
	認定こども園 ひかり幼稚園	200名→150名*	186名	93.0%	159名	106.0%	13.0%
		(幼) 90名→60名 (保) 110名→90名	(幼) 87名 (保) 99名		(幼) 63名 (保) 96名		
	小規模認可保育所 カラーズしろいし園	12名	10名	83.3%	10名	83.3%	0.0%
	充足率平均			97.3%		98.5%	1.2%
合 計		892名→842名*	711名	79.7%	622名	73.9%	-5.8%

\* 「認定こども園ひかり幼稚園」においては、園児数の減少が見込まれることから、令和5年度に幼稚園の定員を90名から60名に、保育園を110名から90名に変更。

### 2 未就学児の人口減少と今後の予測

今後の未就学児数を推計するため、令和6年3月31日現在の本市の15歳から49歳の女性人口に対する0歳児人口の割合を算出(2.03%)し、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」の本市の女性人口推計から、0歳児から5歳児までの未就学児の人口推移を試算しました。

なお、審議会では令和6年の0歳児人口を121人と予測しておりましたが、実際には96人と急激に減少したことから、0歳児人口の減少に合わせて、令和10年には81人になるものと予測しました。



### 3 公立幼児教育・保育施設の老朽化

幼稚園・保育所の鉄筋コンクリート造建物の耐用年数は、財務省の「減価償却資産の耐用年数に関する省令」によると47年となっています。

本市の公立幼稚園・保育園のうち、「第二幼稚園」及び「越河保育園」は財務省省令による耐用年数を超えており、「大鷹沢・白川保育園」も今後数年で耐用年数を迎えることになります。

また、「南・北保育園」は、建築後20数年と比較的新しいものの、「白石市子育て支援施設個別施設計画（長寿命化・再配置計画）」において、予防保全的な改修を行うことを基本方針に掲げています。

いずれの公立幼稚園・保育園においても、子どもたちの安全・安心を確保するために必要な対策を講じていますが、社会環境の変化に伴い、子育てへの不安や困難に対する支援を一体的に実施し、より良い幼児教育・保育環境を構築するためには、幼児教育・保育施設としての機能に地域の子育て支援機能を加えた施設の整備を進める必要があります。

しかし、公立幼児教育・保育施設の整備費用は、国や県の補助制度の対象外で、市の負担となり、少子化や施設の老朽化が進行するなかで、子どもたちの安全・安心を第一に考え、公立幼児教育・保育施設の適正規模や役割と配置の検討は、子どもの集団活動の確保同様、喫緊の課題となっています。

**公立幼稚園・保育園の築年数一覧** (令和6年4月1日現在)

種別	施設名	築年数
幼稚園	第二幼稚園	49年
保育園	南保育園	25年
	北保育園	28年
	越河保育園	52年
	大鷹沢保育園	42年
	白川保育園	44年

#### 4 幼児教育・保育施設の役割の広がり

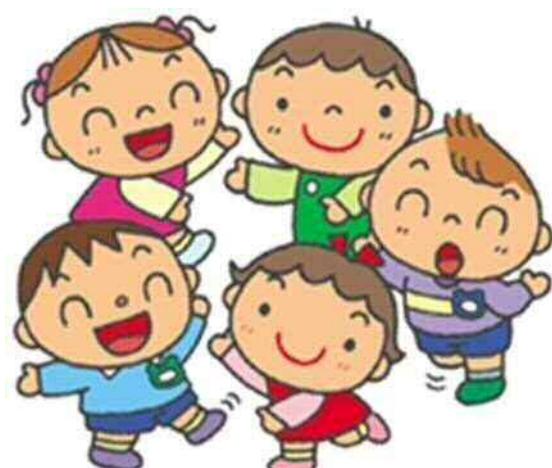
近年、核家族化やひとり親家庭の増加、子育て中の家庭と地域のつながりの希薄化などにより、子育て中の家庭やその子どもが孤立してしまう状況が懸念されています。全国的に社会問題化している深刻な児童虐待は、子どもの発達に負の影響を与え、特に乳幼児期は、虐待による死亡につながりやすく、適切な早期介入が必要です。

また、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、在宅生活が可能な医療的ケア児についても、利用希望に応じて幼児教育・保育施設の利用が可能となる体制の整備が求められています。このような特別な支援を要する子どもは増加傾向にあり、受け入れ体制を整えるためには、専属保育士・看護師の配置や施設改修などを要することから、市として支援を要する子どもが安全・安心に過ごせる環境を整えていくことが必要と考えます。

さらに、「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、令和6年4月以降、市町村は、妊産婦や乳幼児の保護者を支援する「子育て世代包括支援センター」と虐待や貧困などの問題を抱えた子どもや保護者を支援する「子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、子育て中の家庭を包括的に支援する「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。このため、本市においても、令和6年4月に「こども家庭センター」を設置し、子どもと家庭を支援する体制を整備しました。併せて、教育委員会に教育部を新設し、教育施策を推進する体制を強化するとともに、保育園と幼稚園に関する業務の一元化を図り、未就学児の教育・保育の充実と推進体制を整備するため、教育部に「こども未来課」を新設しました。

加えて、幼児教育・保育施設には、身近な相談機関として、「こども家庭センター」と密接に連携し、地域の子どもとその家庭を支援する役割が求められています。併せて、幼稚園教諭・保育士は、子どもとその家庭に寄り添う身近な支援者に変わりはないものの、幼児教育・保育施設に留まらず、子どもを取り巻く環境全体に目を配り、多職種・他機関と連携して地域全体の子育てを支える要の職種として、我が国が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、その役割が広がることは必至であると考えます。

以上のとおり、今後の幼児教育・保育施設は、社会環境の変化に合わせ「待機児童解消のために保育園や定員を増やすこと」から「多様な子どもと家庭に対応できる幼児教育・保育を提供すること」への転換が極めて重要となります。そして、これらの新たな役割を果たすため、市が中心となり対応することが求められています。



## 第2章 第三者による審議会の経緯と答申

### 1 経緯

本市は、令和4年3月、大学教授など学識経験者や幼児教育・保育の専門家並びに保護者の代表、さらには公募による一般市民からなる審議会に対して、本市における今後の幼児教育・保育のあり方について諮問を行いました。審議会では、本市の幼児教育・保育の現状を、①少子化によるニーズ（量）の減少という見通し、②園舎の老朽化など受け皿（リソース）の課題、③本市が目指すべき幼児教育・保育のビジョン、④行政における今後の役割の変化に伴う保育ニーズの質的な変化の4点について、様々な角度から、得られる限りのデータを集め、約10カ月間にわたって詳細に検討が行われました。

### 2 答申

令和5年3月に出された答申には、「おもしろいしの豊かな出会い」をキャッチフレーズとした本市独自の幼児教育・保育ビジョンが示されました。本市の自然や歴史、地域の人々など、白石の豊かな資源を活用しながら、子どもたちが日々の生活を「おもしろい」と感じられるようにすること。そのためには「出会いを仕掛ける場」が必要となります。答申では、園児数減少の見込みや園舎の老朽化などの課題を踏まえ、既存の施設を集約し、幼児教育・保育を一体的に提供できる認定こども園を、障害児通所施設や地域子育て支援センターなども併設した多機能型複合施設として整備することが提案されました。ここを拠点として、すべての子育て中の家庭や子どもが身近に相談できる「地域子育て相談機関」の充実と、幼児教育・保育の質の向上、さらには幼児教育・保育に関わる人材の育成に繋げることが可能となり、早急な整備が期待されるとされています。

本答申については、令和5年4月以降、保護者、地域、保育士・幼稚園教諭のほか、将来の子育てに携わるであろう高校生などを対象に24回にわたって説明会を開催し、その周知に努めてきました。説明会では、「駐車場の確保」や「延長保育」など、利用するにあたっての具体的なご意見に加え、少子化が進行する状況から「子どもが減っているのだから集約はやむを得ない」など、様々なご意見をいただきました。



## 第3章 答申を受けての基本方針

幼児期は、子どもたちが健やかに育ち、人格形成や基本的な生活習慣の基礎を身に付ける重要な時期であり、集団活動における遊びや体験、友達との関わりなどを通して、幼児教育・保育において育みたい資質・能力である「知識及び技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力・人間性等」を育み、「生きる力」※の基礎を培う環境が必要です。

前章の答申と説明会での意見を踏まえ、本市では、単に少子化や入園率の低下などの状況にとらわれるのではなく、社会環境とともに変化する多様なニーズに対応しつつ「豊かな出会い」の保障と子どもたちにとって望ましい就学前の教育・保育の質を高めることを最優先に考え、今後の基本的な方針を次のとおりとしました。

※「生きる力」… 文部科学省学習指導要領の理念で、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育んでいくことが重要とされている。

### 1 公立認定こども園と子育て支援拠点の創設

幼児期に必要な集団活動を確保し、様々な人と関わりが持てる「豊かな出会い」を仕掛ける拠点として、公立幼稚園1園と保育園5園の計6園に代わり、保護者の就労の有無にかかわらず受け入れが可能で、幼稚園と保育園の良さを併せ持ち、就学前の教育・保育を一体的に行う公立の認定こども園を創設します。

併せて、創設する公立の認定こども園には、「地域子育て支援センター」「障害児通所施設ひこうせん」(以下「ひこうせん」という。)」「ファミリー・サポート・センター」と、さらに「幼児教育・保育センター」と「こども家庭センター」を併設し、すべての妊娠婦、子育て中の家庭への支援体制の充実を図り、切れ目ない子育て支援の拠点化を目指します。また、この多機能型の子育て支援施設を拠点として、私立の保育園、認定こども園などとの連携・交流を強化するとともに地域との交流を促進することによって、さらなる「豊かな出会い」を実現させていきます。

施設整備は、令和10年度中の完成を目指し、設置場所は、保護者の送迎や行政機関との連携などを総合的に勘案し、旧いきいきプラザを解体し、その跡地に建設するものとします。

### 2 公立認定こども園と子育て支援拠点の創設までの対応

施設整備には一定の期間が必要で、令和10年度の完成を目指しますが、その間にも園児数の減少が見込まれます。幼児期は、人格形成や基本的な生活習慣の基礎を身に付ける重要な時期であることから、一定規模以上の集団活動が行われる環境の整備が必要です。

特に4、5歳の発達段階においては、徐々に友達関係が広がり集団を形成して生活ができるようになる時期です。友達と協力して考える・工夫する・力を合わせるという活動により、達成感や満足感を味わい、それが他者への興味や関心、思いやりの心を育むことに繋がっていきます。そのため、幼稚園や保育園では、鬼あそびやドッヂボール、サッカーなど、ルールのある集団遊びを4、5歳児の活動に取り入れています。このルールのある集団遊びが、活動の面白さや豊かな経験を積み上げていくこととなるため、少なくとも10名以上の構成人数で、切磋琢磨できる環境が望ましいと考えます。本市においては、4、5歳児だけを見ても、本年度において、すでに10名を下回っている園もあり、子どもにとって望ましい集団活動の環境の確保が難しい状況になりつつあります。

のことから、公立の認定こども園と子育て支援拠点の完成となる令和10年度までに、

現存の公立5保育園において、1園あたりの4、5歳児を合わせた人数が10名を下回ることが継続的に見込まれる場合には、休園を検討します。

なお、子どもや保護者にとっては、環境の変化を負担に感じることが想定されることから、本方針を進める上では、より一層、子どもへのきめ細やかな保育と、保護者への丁寧な説明を心掛け対応します。

### 3 幼児教育・保育の充実

令和6年4月に、保育園と幼稚園に関する業務の一元化を図るため、教育委員会教育部に「こども未来課」を新設し、未就学児の教育・保育の充実と推進体制を整備しました。

本方針に示す公立の認定こども園を軸とした子育て支援拠点の創設により、本市の未来を担う子どもたちがいきいきとした心豊かな子どもに育つよう、私立の保育園、認定こども園などとの連携・協力を密にし、良質な幼児教育・保育環境を提供するとともに、安心して子育てができる環境を構築します。

#### (1) 幼児教育・保育の質の向上

幼児教育・保育においては、幼稚園教諭・保育士の役割が極めて重要です。そのため、幼児教育・保育施設では、園内・園外において各種研修や視察を継続的に行い、質の向上を図ってきました。

幼児教育・保育の質の向上のためには、公立・私立を問わず、各施設が積極的に交流し、保育体験や研修などを通して学びを共有し、自己研鑽に努めながら共に高め合うことが重要です。今後も本市のさらなる幼児教育・保育の質の向上を図るため、「幼児教育・保育センター」を設置するとともに専門的な知見や豊富な実践経験を有する「幼児教育アドバイザー」を配置し、経験年数に合わせた研修体制の充実を図ります。併せて、関係各課との連携により、地域の課題に的確に対応する幼児教育・保育の推進体制の充実と活用支援を強化します。

#### (2) 幼児教育・保育施設と小学校との連携

就学前の5歳児は、小学校の入学にあたり、大きな期待と不安を抱えています。就学前の子どもの生活、発達や学びの連続性を踏まえ、「遊びを通した学び」から「教科学習中心の学び」への移行を円滑にするため、創設する公立の認定こども園と私立の保育園・認定こども園は連携し、文部科学省などが示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿※」から見えてくる目指す子ども像を共通目標として、幼児の発達や学びの個人差に留意しつつ、この10の姿を具体的にイメージし、本市が取り組む「幼保小の架け橋プログラム」※を基に小学校へのスムーズな接続を目指します。

※幼児期の終わりまでに育ってほしい姿… 5歳児修了時までに育ってほしい具体的な姿として、幼稚園、認定こども園、保育所共通で定められており、10項目で整理されている。ねらい及び内容に基づき、幼稚園などで乳幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることで、幼稚園教育及び保育所保育において育みたい資質・能力が育まれている園児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿。

※幼保小の架け橋プログラム… 子どもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮したうえで、すべての子どもの学びや生活の基盤を育むことを目指すもの（本市では3歳児から中学校3年生までの期間で位置づけ）。

### (3) 対話を通じて考えを深める「p 4 c」※の導入

本市の学校教育においては、安心感を基盤とした対話を通じて、自分の考え方や思いを伝え合う「p 4 c」により、自己肯定感の醸成と認め合う集団作りを行っています。

幼少期から「聴く」「話す」といった経験を十分にさせることで、子どもたちが自分なりに考え、それを表現する能力を伸ばすだけでなく、周囲の声に耳を傾け、相手の意見を尊重する心を育みます。

※ 「p 4 c」... 「philosophy for children」の略称で、「子どもの哲学」と訳され、国内外で教育現場に広まりはじめている。安心感（セーフティ）を基盤に、一人一人が互いを尊重して多様な考え方を認め合う心や集団の絆を育てながら、探究心や思考力を高めることを目指すもの。

### (4) 言語に親しむ時間の拡充

本市は、言語環境の充実の一環として、令和3年度に暗唱読本を刊行しました。幼稚園・保育園は「ことばであそぼ」と題した暗唱読本を通して、様々な言葉や詩、わらべ歌、落語などに触っています。言葉の獲得は幼児期にとって重要な発達課題であることから、暗唱読本を活用した言葉遊びの工夫・充実を図り、楽しさの中から豊かな語彙の獲得に努めています。

また、小中学校において、令和3年度に文部科学省から英語教育に関する「教育課程特例校（英語特区）の指定を受け、ALT（外国語指導助手）を活用した英語や異文化に触れる活動を進めています。併せて、幼児教育・保育施設においてもALTと触れ合う機会を設けて、公立・私立を問わず、幼児期から遊びを通した英語体験を取り入れています。

今後は、この時間をさらに拡充し、幼児期から英語や異文化に慣れ親しむ環境を提供します。

### (5) インクルーシブ保育※の推進

幼児期における集団生活は、様々な人の多様性と出会う機会に繋がります。ともに育ち合う中で、他者を尊重する思いやりの心を育むことを目指します。

また、日常的に医療的ケアが必要な子ども、外国籍の子ども、アレルギー対応が必要な子ども、虐待や不適切な養育が疑われる子どもなど、個別の状況に応じて特別な支援を必要とする子どもについては、関係機関と連携しながら適切に対応できる体制整備を図ります。

※ インクルーシブ保育... 障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが育ち合う保育。

### (6) 延長保育時間

現在、越河・大鷹沢・白川保育園の開園時間は、7時30分から18時です。創設する公立の認定こども園では、開園時間を7時30分から19時とし、夕方の保育時間を1時間延長し、保護者の就労と子育ての両立を支援します。

### (7) 給食の提供

成長が著しい幼児期の子どもにとって、食は極めて重要です。そのため、創設する公立の認定こども園では、園に通うすべての子どもに、子どもの発達や食物アレルギーなどに対応した自園調理による給食を提供します。また、子どもたちに望ましい食習慣が身につくよう、栄養士と連携して食育を推進します。

## (8) 地域との交流の促進

公立幼稚園・保育園では、地域の特色を活かした体験活動や地域の方々との交流など、様々な活動を実施しています。子どもにとって、地域内での楽しい体験や交流は、地域との関係を深め、郷土愛を育む機会に繋がるものと考えます。創設する公立の認定こども園においても、これまで培ってきた地域との交流を絶やすことなく、私立の保育園、認定こども園などとの連携・協力を密にし、子どもたちの体験や交流活動の重要性を認識し取り組みます。

## 4 子育て支援のさらなる充実

本市では、令和6年4月にすべての妊産婦や子ども、子育て中の家庭に対する支援を一層充実させるため、「こども家庭センター」を新設しました。

未来を担う子どもたちは本市の宝です。子どもの健やかな育ちを支え、安心して子育てを行うことができるよう、子育て支援のさらなる充実を図り、子育てと教育で「選ばれるまち白石市」を目指します。

### (1) 多様なニーズに対応した子育て支援施設の複合化

子育ての悩みや不安を誰にも相談できずに抱え込んでしまう場合があることが全国的に指摘されています。本市では、地域の子育て機能の充実を図るため、「地域子育て支援センター」において、子育て中の親子の交流促進や専任スタッフによる育児相談の実施、子育てを通した地域のつながりづくりの支援により、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援しています。

認定こども園に「地域子育て支援センター」や「こども家庭センター」などの子育て支援施設を併設することで、子どもや子育てに関する悩みや不安を感じた保護者が気軽にアクセスできる身近な子育て支援の拠点化を目指します。また、今後全国的に展開される「こども誰でも通園制度」の実施も視野に入れ、社会環境とともに変化する多様なニーズに対応しつつ、安心して子育てできる環境を構築します。

### (2) 保育料の無償化

現在、3～5歳児の保育料は無償化、0～2歳児の保育料は保護者の所得に応じた負担となっています。保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境を構築するため、0～2歳児の保育料の無償化を目指します。

### (3) 病児・病後児保育の実施

子育てと就労の両立の支援の一環として、子どもが発熱などの急な病気となったときや病気の回復期で集団保育が困難な場合において、医師から施設利用を可能と判断されたときは、保護者に代わって保育を行えるよう、病院との連携を図り、保護者が安心して就労できる環境整備を目指します。

## むすびに

令和5年3月に、審議会から受けた答申を踏まえ、本市の未来を担う子どもたちの育ちを第一に考え、この基本方針を策定しました。未就学児の減少や社会情勢などの変化、施設の老朽化など、本市が抱える課題に対応するとともに、急激な少子化が進行する中にあっても、本市で生まれ育つ子どもが、自然環境、歴史、文化など本市が持つ豊かな資源を生かし、家庭や地域、幼児教育・保育施設で、家族や友達、地域の人々、保育士・幼稚園教諭などと出会い、遊びや体験などの活動と豊かなコミュニケーションを通して、のびのびと自己を発揮し、心豊かに育つ環境を構築しようとするものです。

幼児期は、人格形成の基礎を培う重要な時期であるとともに、友だちとの関わりにより、社会性の基礎を養う大切な時期です。本市が目指す公立の認定こども園には、幼児期に必要な様々な人と関わりが持てる「豊かな出会い」を仕掛ける拠点とするため、「地域子育て支援センター」「ひこうせん」「ファミリー・サポート・センター」「幼児教育・保育センター」「こども家庭センター」を併設し、幼児教育・保育の質の向上と妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目ない支援体制の充実を図ります。

こうした取組は、いきいきとした心豊かな子どもを育て、ひいては「生きる力を育む」ことの具現化につながるものと考えます。

なお、社会情勢の変化や国の動向により、本方針に大きく影響を及ぼすような変化が生じた場合には、必要に応じて本方針を見直します。

